

懇なぐ申上げまするならば、職前、昭和十六年以前の姿といふのは、結局港の役所としましては、税關と、昔は海事部といふものがありまして、領事等の海事審判を掌つておつたのであります。が、海事部と大体この二つが主なる役所であつたと私は思つてゐるのでありますし、その他の役所としましては、當時の内務省の土木出張所が港務の建設維持をやつており、それから陸上施設は大蔵省が自分の手でやつておつたのでありまするし、その他は、いわゆる地方自治團体の持つておらるる港においては、特別に港務所といふうなもののがございましたけれども、國營の港においては極く簡素なそれくらいの役所で以て運営されていたのであります。但し現在におきましてはいろいろ中央官廳が変わつておりまするで、それに相應するように、それと相應するようできるだけ簡素化をしなければならぬとかよろしく考えておられるのをあります。

○油井賛太郎君 大に横浜でも或いは名古屋邊りでも、参りまして見まする税關といふのは、横浜辺りのこときは山の上にあるといふような恰好になつております。又名古屋辺りでも税關は出入りが非常に關係方面的嚴重な監視の下に行われている。税關の官吏自身が通行証を持たない、自分の役所には出入りが非常に關係方面的嚴重な監視の下に行われている。税關の官吏自身が通行証を持たない、自分の役所に入れないといふような形になつております。こういふ点については、必要に纏じてもう少し日本の貿易に本当にマツチするような方策を探つておられた方がいいのじやないかと思うのです。が、關係方面との折衝等について、努力が少しく不足されいやしないかと

ござります。

○政府委員(伊藤八郎君) 誠に御尤も

なお尋ねでございまして、横浜の役所

は御承知のように、日本としては相当立派な税關の役所があるのであります

が、只今第八軍のヘッドクオーター

になつております関係上、止むを得ず

山の上にバラックを建ててそこで事務

の一部をやつておりますがこれは関

係方面にいろくお願ひいたしまし

て、先日來南埠頭の海防事務所の一部

を借り受けまして、そこに現場事務の

半数程が移転してやつてあるようだ

第であります。神戸も実は相當に立派

な棧舎があるのでありまするが、これ

も向うさんが使つておられるので、こ

れは向い側の旅具検査所で仕事をいた

して、先日來南埠頭の海防事務所の一部

を借り受けまして、そこに現場事務の

半数程が移転してやつてあるようだ

第であります。神戸も実は相當に立派

な棧舎があるのでありまするが、これ

が開港方面との折衝等についても、多くの方からも貢献を以て一日も遅かに力が少しく不足されてしまうのではないかと

貿易の伸張に伴うように、税関行政事

りましたので、我々としては先程申し

易なり、実績は恐らく地元の御懇意な

る要望若しくは作業によりまして必ず

こうじた港には実績が出て来るだらう

ことになつております。最近の情勢に

よりまして、輸入のみならず輸出品も

検査をいたしませんと、例えば貿易廳

の輸出許可、或いは関係方面の輸出ラ

イセンスがない拘わらず、これを出

して一隻もない、一つも実績がない

所に、尚且つ依然としてそういう役所

を置かなければならんということは、

非常に困りますので、その際は一時間

鎖をお願いしなければならない、かよ

うに考えておるのであります。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑

しまして、それに税關は事実上協力し

つておる場合は検査をするといふう

に法制化いたしまして、実際に合せ

ることは工合が悪いので、今度物の入

港を受けておりませんけれども、小さ

い船は朝鮮、台湾を往復する船は法律

に開港しませんので、トン税を掛ける

わけには行かないのです。

かた

が開港方面との折衝等については、多くの方からも貢献を以て一日も遅かに力が少しく不足されてしまうのではないかと

貿易の伸張に伴うように、税関行政事

りましたので、我々としては先程申し

申しますが、

○政府委員(伊藤八郎君) 只今お尋ね

の臨時開港その他は、今議会が始まる

前に政令の改正をいたしまして、從来

の安かつたのを只今の物價などに相当

引上げておるのでありまするが、何し

る御承知のように勤務時間が入時半か

ら五時までになりました開港上、税關

の執務時間をそれに合せておりますの

で、左程の收入にはなりませんけれど

も、大体幾収入といしまして、税關

も、年額三百萬円程度の收入を見

込んでおります。

○黒田英輔君 現在の開港であるもの

がここに條件を決められて当然不開港

になるよう規定されておりますが、

これなどは今日の貿易の状況ではない

のでありますて、将来外國貿易が十分

できるようになれば、いつ變ると思

うのですが、今日の状況でこれをまあ

やられて行こうといふのであります

が、これで差支ないお見込みですか。

○委員長(櫻内辰郎君) 速記を止めて頂きました

は……

○黒田英輔君 速記を止めて頂きました

は……

○委員長(櫻内辰郎君) 速記を止め

て。(速記中止)

○委員長(櫻内辰郎君) 速記を始めて下さい。

○黒田英輔君 この附則のところの

下さる。

○九見綱十郎君 この附則のところの

「この法則は、昭和二十四年五月一日

から施行する。」こうじらかに決め

られたのですが、もうすでに五月

一日は過ぎておるのですが、これはど

ういうふうになるのですか。

○委員長(櫻内辰郎君) これらは只今御指摘の、

御質問において、六月の一日前

に至つて委員会を通達いたしました。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質問

は……

○木村謙八郎君 外國郵便物の税關檢

査ですね、これはどういうわけで新ら

しくしなければならないかという事情

ですね。

○委員長(櫻内辰郎君) これは御承

知のよう只今の税關法には、外國か

ら來る小包郵便物の中には税品が入つ

ておるときだけに、郵便官署はこれを

ばかり乗つたんですですが、その間に二度

が開港方面との折衝等については、多くの方からも貢献を以て一日も遅かに力が少しく不足されてしまうのではないかと

われには行かないのです。かたがた開港方面との關係もありまして、いわゆるチャーチー船その他にもトン税を余り掛けることが実は困難に行かなかつたために、今まで改正しなかつたのでありまするが、今回いろいろの方と交渉しました結果、台湾、朝鮮を関税上外國扱いにすること御了解を得、又チャーチー船等日本側が運営する船についてはトン税を掛けることを支障なしといふことに見極めが付きましたので、この面を改めて御審議を願う次第であります。

○油井謙太郎君 最後に今度の改正によつてトン税等が相当ありまするが、税關係はこれで以て独立採算制が取られるようになるのですか、その点を……

○政府委員(伊藤八郎君) 只今輸入税の方は殆んど食糧品等が大部分の有税品であります。これがかねて御審議願

いまして本年一年間は免税いたしてお

ります。開港上、税關の收入としましてお

は、油類その他のもので、大

三億円を計上いたしております。この

開港の改正によりまして、見積りはた

だ一千四百程度でありまするのでは、大

体三億一千四百程度の開港税收入になり

ます。従いまして税關の経費は約三億

税關の改正によりまして、見積りはた

だ一千四百程度でありまするのでは、大

体三億一千四百程度の開港税收入になり

ます。従いまして税關の経費は約三億

税

も故障を起しておる。そして非常に貧弱なものです。或いは又監査部といいますか、監査部の試験所、試験をやるので、あれでは科学的な検査はできないと思われるようなバラック建てのような所で検査をいたしております。あ

の状態を見まして、貿易立國というような方針を樹ておるときに、輸出入においてそれべ三〇%前後を占める横浜税關があの貧弱な施設で以て本当の仕事ができるかどうかということを疑つたのです。まあ大蔵省においてはいろく考えておられると思いますが、日本の表玄関とも言へば横浜税關の設備について、もう少し深切な施設をやるような工夫を一体しておられるとかどうかということをお伺いしておきたい。

○政府委員(伊藤八郎君) 先程もちよつとお答え申上げたのであります。この点につきましては私責任者として非常に御説なく思つておるのであります。併し國費が非常に多端に折耗いたしますので、できるだけ節約をいたしましたが、結果を上げようと思つておられるのではあります。併し逐次各方面の御理解を得ましてこれを改善いたじだいと考えておるのであります。一画最短御承知のように、日本は毎年四五人の二世及び一世の方が帰つて来られますし、又埠頭には一緒に三百人乃至四百人の人が来られております。その人の持つて來られるドルは、希望がある額

だけは三百六十円で以て代えて差上げておるし、旅券の査証等も実は実質的に実施しておるのであります。その間相当貿易外のドル收入もあることでありますので、でき得る限り速かに予算額が大体公共事業費としたしまして諸戸、横浜の解放を予定される分として千六百万円程度需要を受けたおりますので、それによりまして事務所等も或いは荷物検査所等もできるだけ整備いたしまして、この母國訪問者の便宜に供するためにドル收入等も多くして想いと考えておるわけでありまして、その費用等の一部を以てまして、事務所等もできるだけ質素に併し成るべく能率が上がるよういたしたいと、少しお算を活用してできるだけ御趣旨に開くよう努力いたしたいと考えております。

○横浜税關(伊藤八郎君) 是非一つ横浜税關を改造といいますか、山の上に税關があるので、そのようななうした話はないと思うので、その点について税關の努力をして顶きたく思います。

それからもう一つ、これもすでに重複するかも知れませんが、港湾行政について非常に複雑な行政組織になつておるのであります。それで、まずであります。併し逐次各方面の御理解を得ましてこれを改善いたじだいと考えておるのであります。一画最短御承知のように、日本の貿易の約三五%を占めるといふ横浜税關の設備といつまでは、誠におつしやる通り貧弱を極めであります。併し逐次各方面の御理解を得ましてこれを改善いたじだいと考えておるのであります。一画最短御承認によると、日本は毎年四五人の二世及び一世の方が帰つて来られますし、又埠頭には一緒に三百人乃至四百人の人が来られております。その人の持つて來られるドルは、希望がある額

れから商工省の中の貿易課ですか、そういうものが介入して来ておるために、税關の機構よりもつと複雑になつてしまつて、税關の機構が税關中に改組され、その税關中に改組されたものが残り、その税關中に改組されたものが残り、その税關中に改組されたものが残ります。この機構の改善をどうしてもやらなければ駄目だと私は思ふ。大蔵委員会で一つ取上げて頂くようになればお願いして置きたいと好になります。この機構の改善

をどうしてもやらなければ駄目だと私は思ふ。大蔵委員会で一つ取上げて頂くようになればお願いして置きたいと思ふ。大蔵省の方に若しこの機構の改善について、何か案がありますればお聞きしたいのですが、今どんなことを考えておいでになるか、若しなければ委員会の方で取上げてやりたいと思ふんですが……

○政府委員(伊藤八郎君) 先程も大体同様の御質問がありましたので、大体簡単に申上げて置きましたので、大体私簡單に申上げて置きましたのであります。結局私達の理想としましては、大正十四年以降昭和十六年まで何らの支障

ないで、二万至三の官廳で以て運営すれば、まだ諸戸横浜税關が解放にならんといふことに対しましては非常に懸念に思つておるのであります。

結局私達の理想としましては、大正十四年以降昭和十六年まで何らの支障

つて、何も決してセタショナリズムを持つことはありません。ありますから私の理想としましては、各省が全部虚心坦懐になりまして、そろしてどこの國にもある港の組織に変えるということに若し一致すれば、話は非常に簡単なあります。皆様御承知のようにあります

に、必ず子しも各官廳が機構化を捨てるとは私考えないのであります。

それが満ししまして、先程も私請升ながら申上げましたいわゆる去年の九月一日に、当時の政府の回答として司令部に出しました兩港の開放に関する運営計画なるものが、極めて不完全な段階なものになりましたために、今日以てまだ諸戸横浜税關が解放にならんといふことに対しましては非常に懸念に思つておるのであります。

結局私達の理想としましては、大正十四年以降昭和十六年まで何らの支障

ないで、二万至三の官廳で以て運営すれば、まだ諸戸横浜税關が解放にならんといふことに対しましては非常に懸念に思つておるのであります。

一方税關行政といふのは御承知のよう

に、私申上げるまでもなく、國の関稅行政の具體化でありますので、これはどの國にも、國家がある限り税關と税關自主権を失つて以來、關稅税關を初めて知つたのですが、これは大蔵省だけでは、この機構を簡素化するといふ、いわゆる外國の不平等條約によつて、ここに横浜税關の作つた系統圖が

すが、この委員会などで、こういふようにしたらどうかという既定案というようなものを作りまして、できるだけ早く港湾行政の機構の簡素化というこ

とを実現したいと思うので、是非一つ大蔵省案というものがあれは、委員諸君に配つて頂きたいと思います。

○税關委員(伊藤八郎君) できるだけ速かにお手許まで差上げます。

○税關委員(伊藤八郎君) 外に御質疑がありませんければ、まだ予備審査で……このいろいろ輸出入荷物について、税關が統計を作るし又その実際の権限があるのですか。それをする実際を実験するのかどうか。

○税關委員(伊藤八郎君) これは実際

にいたしております。

○中西功輔(伊藤八郎君) そうです。

○税關委員(伊藤八郎君) この裏を方の意味がよく分らんのですが、提案理由の中で

「朝鮮、台湾等は實質易取締及び税關統計作成上の見地から、税關法の手続

面では現在も外國とみなされてゐるの

であります。但し方面の意見も一致しましたので當分の間これを……」云々

云とあります。これは具体的にはどう

ういうことですか。

○政府委員(伊藤八郎君) これは總司令部からの指令の多分九百九十六号か

なんかによつて、終戦直後に指令があ

りまして、朝鮮、台湾等からの密輸入を取締れといふ指令がありました。それによりまして、止むを得ず朝鮮、台湾等から輸出入する荷物については、

今後二割五分ではとても相成りませんと思つておりますが、それを将来どうするかといふ問題を一つお伺いいたします。尙又二割五分は確定して必ずそれだけ補給するといふのであるか、二割五分が三割になつても出すというのであるか、その点をお伺いいたします。それから次に日本赤十字社、或は済生会等は共同募金の配分を受けて相当いろいろ改善をいたしまして、社会病院として随分全國に仕事をいたしておりますが、今日國立病院はそれ以上の立場において機能を發揮しておつたのに拘わらず、今度特別会計にいたしましたいろいろ制約を受けることに相成りますが、その國立病院としての使命が低下しやしないか。例えて見れば、制限されたためにその経営振りが管利化しやしないか、医療の内容が低下しやしないか。例えば良質高価の薬を経えるとか、或いは無料の患者を入れることを制限して有償患者を余計入れることを制限ができやしないか。つまり顧客ができやしないか。つまり經營の内容が管利化する虞れがあり、尙且つ医療内容も低下する虞れがあると思うが、これに対するお考えを承りたいと思うのであります。

それから次に今日までの無償患者、つまりそういうふうな貧困な者を入れておるが、無償の患者と有償の患者との比率が悪化する虞れがあると思われるが、今日の比率程度に無償患者を收容し得る確信を持つておるが、有償患者に切り替えてそれを余計にとれるようにするのじやないか、この点を伺います。

それから有料病院が今日墨字を出しますのを、その墨字の分を今度おきますのを、それを全部吸収してしまつ厚生省がこれを全部吸収してしまつ

と思つておりますが、それを將來どうするかといふ問題を一つお伺いいたします。尙又二割五分は確定して必ずそれだけ補給するといふのであるか、二割五分が三割になつても出すというのであるか、その点をお伺いいたします。

では有料病院が今日までのように施設した多くの金を厚生省がこれを取つてしまつて、そしてそれをアール計算にするといふのであります。それでは有料病院が今日までのように施設の改善とか、内容の整備とかいう問題で相当やつて行けるような仕事が盡く別のある予算としてこれは厚生省に要求しなければならんよろしくな問題などに相成つて来るが、有料病院がそのためには何ぼ成績を上げても取られてしまうといふような極めて不快な考え方を持つて、仕事の能率を上げることに対しても相成つて来るが、有料病院がそのためには何ぼ成績を上げても取られてしまうといふような極めて不快な考え方を持つて、仕事の能率を上げることに対しても遺憾な点ができます。この点、それから法案によりますと、赤字が出た場合には、この特別会計の積立金を以てこれを補給するといつておりますが、現在一般に平均三割程度の赤字が出ているという場合に、積立金が何ができるか。できたところでその積立金は直ぐに使つてしまわれはしないか。それからも、そのときにはやはり一つの制限をするのかどうか、そこにはなければならないが、そのときにやさなければならぬが、そのときには何ういうふうなことをお伺いしたいと存じます。

それから説明書を見ますと、特別会計にしたならば、設備が完備する或いは又無駄が省ける、或いは又勤勉になります。従つて病院としてしましては、今後も使う金をやはり一般会計から出さなければならぬが、そのときにやはり一つの制限をするのかどうか、そこには何ういうふうなことをお伺いしたいと存じます。

それだけでござりますが、いろいろ各方面から、全官公團の労働組合の地元議会、或いは又医療所の患者同盟、或いは又民主委員会の常務委員と皆反対の陳情が厚生委員会の方へ大分参つております。多分大蔵委員会の方にも参つておると想いますが、どうか只今申上げたよろしく問題につきまして、明確なる御答弁をお願い申上げます。

○政府委員(久下勝次君) 厚生省の立場から申上げます。それから昭和二十四年五月七日まで厚生省は國立病院として一般会計から賄うには、それには整備をしなかつたが、無駄はほつたらかして、尙つたのかどうか、勤勉でないものを、黙つておつたのかどうか。又能率的にやることになつておるが、それにも拘わらずなるといふが、それでは今まで能率的になるといふが、それでは今まで能率的にならぬよなことを、予算の許す限

て、その病院は使えない。病院はマイナス財政以外は使えない。プラスの余った多くの金を厚生省がこれを取つてしまつて、そしてそれをアール計算にすることには断固たる意旨があります。

この点についてお尋ねいたしたいと思ひます。併しながら昨年度の実績は、年間当初においては收入が比較的少く

見て、年間平均が六七・八%という数字に相成るのでございます。言い換えますと、年度末におきましては、最近の決算はまだ正確に出ておりません。

そこで、年間平均が六七・八%といふ通り、大体私共の確実と思つておる入院患者の相当の部分を占めておられます未復員者給與法、或いは特別会計による数字に相成つておるのであります。同時に、國立病院で扱つておりますが、現在一般に平均三割程度の赤字が出ているといふ場合に、積立金が何ができるか。できたところでその積立金は直ぐに使つてしまわれはしないか。それからも、そのときにはやはり一つの制限をするのかどうか、そこにはなければならないが、そのときにやさなければならぬが、そのときには何ういうふうなことをお尋ねいたしたいと存じます。

それだけでござりますが、いろいろ

の実績からと今申上げましたような事実を推測いたしまして、予算に決められました二五%の一般会計からの繰入を以てまして、年間國立病院の経費は從来と実体的には殆んど変りなしにし得るものと考えておる次第であります。

私は國立病院ばかりは、弱い國民の解放されたところの一つの沙漠のオアシスであると考えて、その開かれた一

つの開門を願すということになれば、國がどこに向つて弱い階級に無制限に開放されるといふふうな事態でござります。

診療をする機関がありますようが、たゞ別のある予算としてこれは厚生省に要求しなければならんよろしくな問題などに相成つて来るが、有料病院がそのためには何ぼ成績を上げても取られてしまうといふような極めて不快な考え方を持つて、仕事の能率を上げることに対しても遺憾な点ができます。この点、

それから法案によりますと、赤字が出た場合には、この特別会計の積立金を以てこれを補給するといつておりますが、現在一般に平均三割程度の赤字が出ているといふ場合に、積立金が何ができるか。できたところでその積立金は直ぐに使つてしまわれはしないか。それからも、そのときにはやはり一つの制限をするのかどうか、そこにはなければならないが、そのときにやさなければならぬが、そのときには何ういうふうなことをお尋ねいたしたいと存じます。

それだけでござりますが、いろいろ各方面から、全官公團の労働組合の地元議会、或いは又医療所の患者同盟、或いは又民主委員会の常務委員と皆反対の陳情が厚生委員会の方へ大分参つております。多分大蔵委員会の方にも参つておると想いますが、どうか只今申上げたよろしく問題につきまして、明確なる御答弁をお願い申上げます。

○政府委員(久下勝次君) 厚生省の立場から申上げます。それから昭和二十四年五月七日まで厚生省は國立病院として一般会計から賄うには、それには整備をしなかつたが、無駄はほつたらかして、尙つたのかどうか、勤勉でないものを、黙つておつたのかどうか。又能率的にやることになつておるが、それにも拘わらずなるといふが、それでは今まで能率的にならぬよなことを、予算の許す限

と、大体私共といたしましては、最近の実績からと今申上げましたような事実を推測いたしまして、予算に決められました二五%の一般会計からの繰入を以てまして、年間國立病院の経費は從来と実体的には殆んど変りなしにし得るものと考えておる次第であります。

私は國立病院ばかりは、弱い國民の解放されたところの一つの沙漠のオアシスであると考えて、その開かれた一

つの開門を願すということになれば、國がどこに向つて弱い階級に無制限に開放されるといふふうな事態でござります。

診療をする機関がありますようが、たゞ別のある予算としてこれは厚生省に要求しなければならんよろしくな問題などに相成つて来るが、有料病院がそのためには何ぼ成績を上げても取られてしまうといふような極めて不快な考え方を持つて、仕事の能率を上げることに対しても遺憾な点ができます。この点、

それから法案によりますと、赤字が出た場合には、この特別会計の積立金を以てこれを補給するといつておりますが、現在一般に平均三割程度の赤字が出ているといふ場合に、積立金が何ができるか。できたところでその積立金は直ぐに使つてしまわれはしないか。それからも、そのときにはやはり一つの制限をするのかどうか、そこにはなければならないが、そのときにやさなければならぬが、そのときには何ういうふうなことをお尋ねいたしたいと存じます。

それだけでござりますが、いろいろ各方面から、全官公團の労働組合の地元議会、或いは又医療所の患者同盟、或いは又民主委員会の常務委員と皆反対の陳情が厚生委員会の方へ大分参つております。多分大蔵委員会の方にも参つておると想いますが、どうか只今申上げたよろしく問題につきまして、明確なる御答弁をお願い申上げます。

○政府委員(久下勝次君) 厚生省の立場から申上げます。それから昭和二十四年五月七日まで厚生省は國立病院として一般会計から賄うには、それには整備を

その実績と申しますのは、生活保護法適用の患者がどれだけあり、社会保険の被保険者がどれだけ、自費患者、減免患者、そういう過去における構成比率を以て先程からお答え申上げて実績と申しておるのであります。従つて現在の生活保護法の制度、或いは社会保険制度といふものが今日のような状態である限り、私共としてはこの制度による國立病院の患者層の構成といふものは変化はなく行き得るものと見ておるのであります。特別会計にする特別な理由がないではないかというお話をございまするが、私共は一般会計から繰入を受けましても特別会計といふものはあり得るものと考えておるのであります。國立病院におきましては、先程から上げておきますが、相当額の収入がある事業でございます。勿論度も申上げておりますように、これを営利的な運営をするということは適当でないことは私共も十分了解をしておるのでありますけれども、それにいたしましても一定の収入がある、相當の収入のある病院事業といったしましては、先ず経営の根本といたしまして、経理面を明確にするとこれを営利的な運営をするといふことは是非共必要なことであらうと思います。(特別会計じやなくともよいだらう)と呼ぶ者あり)その意味におきまして特別会計制をとつておる所であります。更に先程申上げたように、病院の運営が標準化され、無駄が省かれると、よりよろしく積極的な利益が得られるといふ意味で、さよなら意味合におきまして特別会計制度を採用いたしました。天田議正君 中平君にも何遍でもやつて頂くことにいたしまして、私は今

の質疑應答を開いておつて、どうも分らない。その分らないのは、どうしても特別会計にした方が利益であるといふことが分らないことなんですか結局は……何故かといえば、説明を聞きますると、療養給付の上うなそりいう実体については、何ら差支えなしに、変りなしにやれるということをおつしやつておる。然らば、変りのないものならば、別に機構をいじらなくてもよいぢやないかというような理由の方が、私共には先になつて来る。それをどうしても変えた方が有利であるといふとの理由といたしまして、特別会計の当然の帰結として、経理を押えて、そうして能率的にやらせる、結果これがあります。ところが今回の財政法の改正に基きまして、目的別でなしに組織別、こうしらず算によつて國会にも提示するといふことに相成つております。そういうことからいたしましたすれば、当然厚生省の所管、且つ又その下に何かと申しまして、段々順を追つて下に参ります。そこでこれに倣いまして、國立病院の場合も、先程政府委員の御指摘になつたよな、余計な急に要りもせん医薬品を茨城買込むといふことは、この病院に対する本年の予算はこれだけであるといふような規定の仕方によりまして何ぼでもできる。いたしまして、特別会計制をとつておるところの、この病院は幾らである、この病院は幾らであると、しづかの積立てられました結果が、結局最後は厚生省の予算は幾らといふことになつて参るはござります。そこで配分のときすゞござります。そこで配分のときすゞござりますが、全く経理的な会計的な手続だけを規定してござります。國立病院とは考えておりません。

一般会計だから無駄ができる、特別会計だから無駄ができないことは、確かに私共の考え方といたしまして、本質的なものではないと思つております。程度の差あると思うのであります。しかし、一向これを特別会計にすると利益といふものはないのではないか。更に十八條の実施規定でございますが、殆んどこれの執行等が政令で決まります。従つてただこの十八條を除いた前條文を見ておりますと、これによつて法文から見ますれば、何も患者の方に不利になつたということは出で来ないけれども、十八條が問題であります。これによつて、これによつて執行によつて不利になるか、有利になるかということが決まります。ところが今回の財政法の改正に基きまして、目的別でなしに組織別、こうしらず算によつて國会にも提示するといふことに相成つております。そういうことからいたしましたすれば、当然厚生省の所管、且つ又その下に何かと申しまして、段々順を追つて下に参ります。そこでこれに倣いまして、國立病院の場合も、先程政府委員の御指摘になつたよな、余計な急に要りもせん医薬品を茨城買込むといふことは、この病院に対する本年の予算はこれだけであるといふような規定の仕方によりまして何ぼでもできる。いたしまして、特別会計制をとつておるところの、この病院は幾らである、この病院は幾らであると、しづかの積立てられました結果が、結局最後は厚生省の予算は幾らといふことになつて参るはござります。そこで配分のときすゞござりますが、全く経理的な会計的な手続だけを規定してござります。國立病院とは考えておりません。

一般的に特別会計にする利益といふものは、確かに私共の考え方といたしまして、本質的なものではないと思つております。程度の差あると思うのであります。しかし、一向これを特別会計にすると利益といふものはないのではないか。更に十八條の実施規定でございますが、殆んどこれの執行等が政令で決まります。従つてただこの十八條を除いた前條文を見ておりますと、これによつて法文から見ますれば、何も患者の方に不利になつたということは出で来ないけれども、十八條が問題であります。これによつて、これによつて執行によつて不利になるか、有利になるかということが決まります。ところが今回の財政法の改正に基きまして、目的別でなしに組織別、こうしらず算によつて國会にも提示するといふことに相成つております。そういうことからいたしましたすれば、当然厚生省の所管、且つ又その下に何かと申しまして、段々順を追つて下に参ります。そこでこれに倣いまして、國立病院の場合も、先程政府委員の御指摘になつたよな、余計な急に要りもせん医薬品を茨城買込むといふことは、この病院に対する本年の予算はこれだけであるといふような規定の仕方によりまして何ぼでもできる。いたしまして、特別会計制をとつておるところの、この病院は幾らである、この病院は幾らであると、しづかの積立てられました結果が、結局最後は厚生省の予算は幾らといふことになつて参るはござります。そこで配分のときすゞござりますが、全く経理的な会計的な手続だけを規定してござります。國立病院とは考えておりません。

一 般会計だから無駄ができる、特別会計だから無駄ができないことは、確かに私共の考え方といたしまして、本質的なものではないと思つております。程度の差あると思うのであります。しかし、一向これを特別会計にすると利益といふものはないのではないか。更に十八條の実施規定でございますが、殆んどこれの執行等が政令で決まります。従つてただこの十八條を除いた前條文を見ておりますと、これによつて法文から見ますれば、何も患者の方に不利になつたということは出で来ないけれども、十八條が問題であります。これによつて、これによつて執行によつて不利になるか、有利になるかということが決まります。ところが今回の財政法の改正に基きまして、目的別でなしに組織別、こうしらず算によつて國会にも提示するといふことに相成つております。そういうことからいたしましたすれば、当然厚生省の所管、且つ又その下に何かと申しまして、段々順を追つて下に参ります。そこでこれに倣いまして、國立病院の場合も、先程政府委員の御指摘になつたよな、余計な急に要りもせん医薬品を茨城買込むといふことは、この病院に対する本年の予算はこれだけであるといふような規定の仕方によりまして何ぼでもできる。いたしまして、特別会計制をとつておるところの、この病院は幾らである、この病院は幾らであると、しづかの積立てられました結果が、結局最後は厚生省の予算は幾らといふことになつて参るはござります。そこで配分のときすゞござりますが、全く経理的な会計的な手続だけを規定してござります。國立病院とは考えておりません。

二 病院の運営に関する細目は、國立病院私共としては國立療養所といふ名目で

つて頂くことにいたしました。私は今

でもできるのではなかろうか。何も

う考えを持つておるのであります。請

病院の運営に関する細目は、國立病院

私共としては國立療養所という名目で

別の取扱をいたしております。

○本村輔八郎君 それに関連いたしま

して資料を要求したいのであります。

この國立病院の名称、そこで披つておられます患者の種類、無料者、有料者減免を受けておる者、生活保護の適用を受けた者、それから経理状態、赤字がどのくらいであるか、そういう点についての資料をお願いしたいと思います。

○中西功君 簡単に一言だけよしの

あります。さつきから特別会計にそ

の理由がないといふ委員の意見に対し

て、まあ程度の差はあるといふうな

答弁があるのですが、私はそれは少し

おかしいと思う。この特別会計に附す

る利点は大きいにあると思う。それは

わゆる言われておるようなことじやな

くて幾らかの赤字が必ずここに出る

わけです。その赤字を各國立病院に自

主的に拿出させるということになる。

どういうふうにしてそれを拿出するか

といふのが今問題になつて来て、中平

君達が言わることなんですか。だから

いろ／＼言られておりますけれども、

特別会計にする根本的な目的は、恐らく

四億円以上に余る赤字といふもの

が起つて、それで、捨

て生じます赤字は一般会計の繰入で賄

うという建前でございますが、決して

それが各病院に無理をさせて、赤字を

出させることもある、そういうふうに了解し

るので、それに対しても非常に困る。私は特別会計にするといふ根本問題だと思うのです。ここにおいて根本的につつておる。だからその点もう少しあります。

○政府委員(久下勝次君) それから森

はさうな点で特別会計にするとは考

はさうな点でそうなりますか。

○政府委員(久下勝次君) 先ず第一に

(271)

法律を立案された見解を、正直に言つて

貰う必要があると思うのであります。

○森下政一君 開通して一つ聽かして

あります。で特別会計にすることに

あります。たま／＼あなたが例を引

かれたのは、経理面が非常に明確にな

ります。今お話を聽きますと國立病院

があり、國立の療養所といふものが別

にあります。で特別会計にすることに

あります。たま／＼あなたが例を引

りまして、たま／＼あなたが例を引

かれたのは、経理面が非常に明確にな

ります。今お話を聽きますと國立病院

があります。今お話を聽きますと國立病院

収入の増加を図るといふ結果に陥つて、國費によつて補うところの國立病

院の特別会計が実施されんとしてお

ります。國立病院といふ名を冠する限

て十分な医療をしてやろうといふ

のが狙いでなければならない。従つて

下の大衆を相手にして、それらの者に

対して十分な医療をしてやろうといふ

のが狙いでなければならない。従つて

下委員のお話でござりますが、國立療

養所と称しておりますものは、御承知

の通り癩、結核、精神病等の疾病を取

りつております。同時に又長期

費をもつて入院患者からは全然収入を

上げずに経営をいたしておるのであり

ます。特別会計に附してそれによつて

貰して特別会計にしないのですか、國

の経営しておる療養所は一般会計でよ

い。國立病院の方は一般会計でや

ります。一方だけは特別会計に附して

ありますれば、同じ理窟が療養所の方

の行く御説明がないと私は思う。どう

あります。すると基だどうも一貫しない。どう體

うわけでそなりますか。

○政府委員(久下勝次君) 先ず第一に

中西委員のお話でござしますが、私共

はさうな点で特別会計にするとは考

はさうな点でそうなりますか。

○森下政一君 只今の御説明を聞きま

すと、ます／＼國立病院を特別会計に

するところは、中平委員なり中西

委員が御心配になることを濃厚に感ず

ります。がよう考えるのであります。

○本村輔八郎君 お願いしたいことが

あります。この問題は非常に重大な問

題で特に今後非常なる九原則実行下

に於ける経済情勢の変化、一般大衆の

困窮化といふことを考へるときに、失

業対策費もこれは重大なる問題であり

ます。従つてこれについては先程も中

平委員が言われたように、全國患者同

盟とか全日本國立医療労働組合とかそ

の他方面で、廣汎に反対をしておる、

従つてそし人達の意見も我々は聞

きたいわけなんです。それで厚生省の

方からのお話を聞きましても、それは

一方的で、主觀的に厚生省はそしやろ

うと思つておるかも知れませんが、実

際には納得できない。そしいう人

達の意見を聽取したいと思しますか

ます。

○天田勝正君 それでは木村委員が明

確に公聴会と言つておられませんが、

私共はそしした今木村委員のおつしや

つたような内容を含んだ公聴会を要求

します。

○森下政一君 只今の御説明を聞きま

すと、ます／＼國立病院に特別会計に

するところは、中平委員なり中西

委員が御心配になることを濃厚に感ず

ります。がよう考えるのであります。

○本村輔八郎君 お詫びいたします

が、本來に対しましての御質疑はま

だ相当あると見えます。又資料の御

要求もありますので、この程度にいた

して置きましたが、大回にいたしま

して如何ですか。(異議なし)と呼

ぶ者あり)

に従つて責任準備金又は未経過保険料準備金及び支拂準備金を計算して、

帳簿に記載しなければならない。

(外國生命保険事業者の財産)

第十條 外國生命保険事業者は、日本において締結した生命保険契約の

うち日本通貨で表示された生命保険契約について、責任準備金及び支拂準備金に相当する金額を日本において日本通貨で表示された財産として所有しなければならない。

(外國損害保険事業者の財産)

第十五條 外國損害保険事業者は、日本において締結した損害保険契約のうち日本通貨で表示された損傷保険契約

契約について、收入した保険料から再保險料を控除した残額の未経過部分に相当する金額を日本において日本通貨で表示された財産として所有しなければならない。

前項の再保險料は、保険業法又はこの法律に基き免許を受けた保険事業者に対し、日本通貨で支拂われたものに限る。

(外貨建保険契約)

第十六條 外國保険事業者は、保険金額が外國通貨をもつて表示された保険契約を締結しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

(定款その他の書類の備付)

第十七條 外國保険事業者の日本における代表者は、定款又はこれに準ずる書類、日本における社員の名簿並びに第十一條第一項及び第十二條に掲げる書類を、日本における主たる店舗に備えて置かなければならぬ。

2 保険業法第八十三條の規定(決算)

書類の閲覧等)は、前項の書類に準用する。

(商法の規定の準用)

第十八條 商法第五十九條から第二十一条まで(商号の登記及び保護)、第三十條及び第三十二條(商号の廃止)、第五章(商業譲渡)、第六章(商業使用者の代理権)、第四十九條(物品販賣及び媒介の代理権の権限)を除く。)及び第七章(保険業法第五十條(保険契約の移転に関する部分に限る)、第百十一條第二項、第百十二條第一項から第百十三項まで及び第百十三條から第百三十二条までの規定(保険契約の移転に関する部分に限る))、同法第五百九條ノ二(決議ノ日)とあるのは「移転契約書作成の日」と、同法第五百三十三条及び第五百五十五条第一項中「株主総会又は社員総会ノ決議アリタル時」とあるのは「移転契約書作成の時」と、同法第五百七十七条第二項中「保険契約移転ノ決議ノ後」とあるのは「移転契約書作成の後」と読み替えるものとする。

前項に掲げる規定中総会の決議に關する規定は、外國保険事業者については準用しない。

4 外國保険事業者が日本における保険契約の全部を移転したときは、その日本における事業を廃止したものとみなす。

(事業停止、代表者解任命令及び免許の取消)

第二十条 外國保険事業者がその事業を廃止し、解散し、又は日本における事業を廃止したときは、連帶なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出のあつた日において、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

(外貨建保険契約)

第十七條 外國保険事業者の日本における代表者は、定款又はこれに準ずる書類、日本における社員の名簿並びに第十一條第一項及び第十二條に掲げる書類を、日本における主たる店舗に備えて置かなければならぬ。

店又は從たる事務所の登記所に通知しなければならない。

(事業停止、管理及び保険契約の移転に関する部分に限る)、同法第五百三十三条及び第五百五十五条第一項から第百三十二条までの規定(保険契約の移転に関する部分に限る)、同法第五百九條ノ二(決議ノ日)とあるのは「移転契約書作成の日」と、同法第五百三十三条及び第五百五十五条第一項中「株主総会又は社員総会ノ決議アリタル時」とあるのは「移転契約書作成の時」と、同法第五百七十七条第二項中「保険契約移転ノ決議ノ後」とあるのは「移転契約書作成の後」と読み替えるものとする。

前項に掲げる規定中総会の決議に關する規定は、外國保険事業者については準用しない。

2 保険業法第五百一條から第五百三十二条までの規定(保険契約の移転に関する部分に限る)及び第五百六條の規定(業務及び財産の管理関係)は、前項の業務及び財産の管理の命令があつた場合に、同法第五百三條、第五百四條第一項及び第三項前段、第五百十七條、第五百八條及び第五百二十一条から第五百二十五條まで並びに保険業法施行令(昭和十四年勅令第九百四号)第十二條から第十四條までの規定(命令による保険契約の移転関係)は、前項の保険契約の移転の命令があつた場合に準用する。この場合において、保険業法第五百一七條第二項中「保険契約移転ノ決議ノ後」とあるのは「移転契約書作成の後」と、同法第五百一十二条第三項中「各会社」とあるのは「相互会社である日本の会社」と、同法第五百二十二条第三項において準用する同法第五百十五條第一項中「株主総会又は社員総会ノ決議アリタル時」とあるのは「移転契約書作成の日」とされる。

店又は從たる事務所の登記所に通知しなければならない。

(登記所が前項の通知を受けたときは、その旨又は從たる事務所の登記をまつ消しなければならない)。

(事業停止、管理及び保険契約の移転)

第十九條 保険業法第五十條第一項本文(商業の禁止)、第六條から第十條(常務役員の事業主義、生命保険と損害保険との事業禁止、報告機会及び検査、監督命令及び基礎書類の変更)及び第五百二十七條(商業譲渡の禁止)の規定は、外國保険事業者の営む保険事業に準用する。

第四章 免許の取消及び事業の廃止

2 前項に掲げる規定中総会の決議に關する規定は、外國保険事業者については準用しない。

3 前項に掲げる規定中総会の決議に關する規定は、外國保険事業者については準用しない。

4 外國保険事業者が日本における保険契約の全部を移転したときは、その日本における事業を廃止したものとみなす。

(事業停止、代表者解任命令及び免許の取消)

第二十二条 外國保険事業者が法令の規定又は大蔵大臣の命令に違反したときは、大蔵大臣は、その日本における事業の停止若しくは代表者の解任を命じ、又は免許若しくは第五條の認可を取り消すことができる。

2 前項の届出のあつた日において、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

(外國保険事業者の日本における代表者は、定款又はこれに準ずる書類、日本における社員の名簿並びに第十一條第一項及び第十二條に掲げる書類を、日本における主たる店舗に備えて置かなければならぬ。

3 外國保険事業者は、日本における事業の種類を廃止したときは、連帶なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(保険契約の包括移転)

第二十三条 外國保険事業者は、契約をもつて責任準備金又は未経過保険

店又は從たる事務所の登記所に通知しなければならない。

(登記所が前項の通知を受けたときは、その旨又は從たる事務所の登記をまつ消しなければならない)。

(事業停止、管理及び保険契約の移転)

店又は從たる事務所の登記所に通知しなければならない。

(登記所が前項の通知を受けたときは、その旨又は從たる事務所の登記をまつ消しなければならない)。

(事業停止、管理及び保険契約の移転)

3 前項に掲げる規定中證券会の決議に関する規定は、外國保険事業者については準用しない。

(事業停止及び免許取消の公告)

第二十四条 外國保険事業者がその事業を廃止し、解散し、日本における事業を停止し、又は免許若しくは第五條の認可を取り消された場合には、大蔵大臣は、連帶なく、その旨を告示をもつて公告しなければならない。

(供託物の返還請求)

第二十五条 外國保険事業者がその事業を廃止し、解散し、日本における事業を停止し、又は免許を取り消された場合には、第九條の規定によつて優先権を有する者に弁済をし、又は担保を供しなければ供託物の返還を請求することができる。

(債務の取扱を行ふ者)

第二十六条 外國保険事業者がその事業を廃止し、解散し、日本における事業を停止し、又は免許を取り消された場合において、大蔵大臣は、必要と認めるときは、債務の取扱を行ふ者を選任し、又は解任することができる。

2 第十條第一項及び保険業法第五百三十六条(主務大臣の選任する清算人の報酬)の規定は、前項の債務の取扱を行ふ者に準用する。

(保険業法第五百三十六条の準用)

第二十七条 保険業法第五百三十六条(清算監督命令)の規定は、事業を廃止し、解散し、日本における事業を停止し、又は免許を取り消された外國保険事業者が債務の取扱をする場合

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政策委員会の第一期の任命委員の任期は、第十三條ノ五第一項本文の規定にかかるらず、そのうち一人については一年、一人については二年、一人については三年とする。

3 前項に規定する各委員の任期は、内閣が指定する。

4 政策委員会の第一期の任命委員の任命は、この法律の公布の日から六十日以内にしなければならない。

5 臨時金利調整法（昭和二十一年法律第八十七号）の一部を次のよう
に改正する。
第二條、第三條及び第六條中「日本
銀行監査」を「日本行政政策委員会」
に改める。